

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(IV-3-3))

施策目標名	原子爆弾被爆者等を援護すること(施策中目標IV-3-3)							
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)被爆者の健康の保持・増進を図ること							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号) 原子爆弾の放射能による健康不安を抱える被爆者健康手帳所持者及び健康診断受診者証所持者(第1種)に対し年間、定期2回、希望2回(うち1回をがん検診とすることができる)の健康診断を行う。 この健康診断の結果により、さらに精密な検査を必要とする者については、精密検査を実施する。 健康診断受診者証所持者(第2種)に対しては、年1回の健康診断を受けることができる。							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)原爆被爆者等援護対策費:原爆被爆者の援護対策事業に必要な経費(全部)							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	3,006,026	2,926,756	2,901,607	2,841,679	2,793,734	調整中
		補正予算(b)	0	0	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	0	0	
		合計(a+b+c)	3,006,026	2,926,756	2,901,607	2,841,679	2,793,734	調整中
	執行額(千円、d)	2,934,168	2,923,595	2,880,500	2,664,868			
執行率(%、d/(a+b+c))	97.61%	99.89%	99.27%	93.78%				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				

測定指標	指標1 被爆者健康診断受診率	基準値	実績値					目標値
		前年度同程度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	年度ごとの目標値		78.5%	77.0%	76.2%	74.3%	71.5%	71.5%

参考資料の情報	関連法令(右記検索サイトから検索できます。) http://www.hourei.mhlw.go.jp/cgibin/t_docframe.cgi?MODE=horei&DMODE=CONTENTS&SMODE=NORMAL&KEYWORD=&EFSNO=384
	関連事業の行政事業レビューシート http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyo_siwake/dl_rv3/185a.pdf

担当部局名	健康局総務課指導調査室	作成責任者名	指導調査室長 岡山 健二	報告書作成日	
-------	-------------	--------	--------------	--------	--